

証券コード 8877
平成30年6月4日

株 主 各 位

大阪市福島区福島六丁目25番19号

日本エスリード株式会社

代表取締役社長 荒 牧 杉 夫

第26回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第26回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいませようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年6月25日（月曜日）午後6時30分までに到着するようご返送下さいませようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月26日（火曜日）午前10時
 2. 場 所 大阪市北区天満橋一丁目8番50号
大阪アメニティパーク（OAP）
帝国ホテル大阪 5階 吉野の間
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照下さい）
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第26期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第26期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|-------------------------------------|
| 第1号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件 |
| 第2号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第3号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 退任取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する退職慰労金贈呈の件 |

以 上

株主総会にご出席の株主様への記念品はとりやめとさせていただきます。何卒ご理解下さいますようお願い申し上げます。

（お願い）当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいませようお願い申し上げます。

なお、事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト

（アドレス <http://www.eslead.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、日本銀行による金融緩和政策や政府の経済政策などにより、労働需給が着実に引き締まりを続け、個人消費が改善するなど、所得から支出への前向きな循環が続いていることで、緩やかな回復基調を続けております。しかし、日本銀行の金融政策の動向などに加え、欧米の政策の不確実性や地政学的リスクなど海外経済の動向も不安定であり、景気・経済の先行きは不透明な状況で推移いたしました。

当社グループの属する不動産業界の中でもマンション分譲業界におきましては、住宅ローン金利が過去最低水準で推移しており、第一次取得者層の購入意欲は比較的高い状況にあります。しかし、用地代・建築コストは依然として高止まりの状況にあり、マンション販売価格は高止まりしております。その結果、駅近で良好な立地条件等の希少性の高い物件に関しては堅調に推移しておりますが、立地が都市郊外である物件などについては購入に慎重さが見られます。

このような事業環境のもと、当社の主力事業であります不動産販売事業におきましては、用地取得力、マーケティング力、商品企画力、営業力等のエスリードグループの強みをもって不動産価値を最大限に高め、良質な物件を追求したことで、お客様に選んでいただけるマンションを供給することができました。その結果、近畿圏単独プロジェクト完売棟数No. 1 (※1) を記録し、当社物件では竣工済未契約住戸ゼロ (※2) を2期連続で達成いたしました。また、全社コスト削減にも継続して取り組んだことにより、平成20年3月期以来10年ぶりに創業以来最高売上・利益を更新いたしました。

これらの結果、当連結会計年度におきましては、エスリード京橋グランテラスなど20棟2,012戸・オフィスビル2棟を引渡し、連結売上高は483億40百万円(前期比23.0%増)、連結営業利益は67億52百万円(前期比31.6%増)、連結経常利益は67億3百万円(前期比32.6%増)、親会社株主に帰属する当

期純利益は43億6百万円（前期比38.5%増）となりました。

※1 近畿圏において平成29年に第1期分譲を開始し最終期まで分譲したファミリー型の中で完売棟数がNo.1。（株式会社不動産経済研究所調べ）

※2 ファミリー型は竣工物件全て引渡済、都市型は竣工済未契約住戸ゼロ。
（日刊不動産経済通信 平成30年3月30日号）

事業別の状況は次のとおりであります。

	金額（千円）	構成比（%）
不動産販売事業	42,034,755	87.0
その他	6,305,469	13.0
合計	48,340,224	100.0

② 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中の借入による資金調達の状況は、次のとおりであります。

借入金

借入額	返済額
10,693,300千円	11,219,028千円

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第23期 (平成27年3月期)	第24期 (平成28年3月期)	第25期 (平成29年3月期)	第26期 (当連結会計年度) (平成30年3月期)
売 上 高(百万円)	30,499	37,144	39,300	48,340
経 常 利 益(百万円)	3,259	3,319	5,054	6,703
親会社株主に 帰属する(百万円) 当期純利益	1,995	2,090	3,109	4,306
1株当たり当期純利益(円)	129.30	135.49	201.49	279.07
総 資 産(百万円)	52,949	57,312	59,535	63,304
純 資 産(百万円)	30,486	32,153	34,897	38,824
1株当たり純資産額(円)	1,975.67	2,083.76	2,261.57	2,516.13
(ご参考) 期末発行済株式数(千株)	15,465	15,465	15,465	15,465

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は、森トラスト株式会社で、同社は、当社の株式8,289千株（議決権比率53.90%）を保有しております。親会社との取引はございません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
	(千円)	(%)	
エスリード管理株式会社	10,000	100.0	マンションの管理及び賃貸 関連事業 損害保険代理店事業
綜電株式会社	90,000	100.0	マンションの電力管理事業
イー・エル建設株式会社	100,000	100.0	建設・リフォーム事業
エスリード住宅 流通株式会社	10,000	100.0	不動産売買・仲介事業
エスリードハウス株式会社	10,000	100.0	戸建分譲事業

(注) イー・エル建設株式会社は、平成29年6月19日付で増資を行い、資本金が増加しております。

(4) 対処すべき課題

当社は、第26期に創業以来過去最高益を計上いたしました。今後も総合不動産業としてグループ一丸となって成長を続けてまいりたいと考えておりますが、以下の対処すべき課題を認識しております。

当社グループのコア事業であるマンション分譲事業におきましては、投資需要の先行きが不透明なこと、少子高齢化に伴う需要の減退や社会構造の変化、将来の社会保障への不安などからくる第一次取得者層の消費マインドの変化も予想されることから、引き続き厳しい状況が継続するものと思われま

す。
このような厳しい事業環境下にあっても、当社グループの強みであります用地取得力、マーケティング力、商品企画力、営業力を更に強固なものとし、

不動産の価値を最大限に高め、他社との差別化を図ることのできる安定的かつ持続的な発展を可能とする企業集団を構築してまいります。加えて、少子高齢化などからくる人材不足は当社グループの持続的な発展の阻害要因となりえることから、個の成長とともに未来のエスリードグループを構築すべく、人材への投資・育成にも注力してまいります。

また、今後の人口・世帯数の減少からくる社会構造の変化や顧客ニーズの多様化にも柔軟に対応するため、マンション分譲事業に加えて、マンション周辺事業のストック事業、戸建て分譲事業及び不動産関連以外のその他の事業をもう一つのコア事業として構築すべく推進してまいります。

具体的には、ストック事業としましては、既存物件の管理ノウハウを活用し、従来から取り組んでおります中古マンションの買取再販事業のほか、マンション周辺事業であるマンション管理事業・リフォーム事業・賃貸仲介事業・中古マンション仲介事業・インテリア販売事業・引越サービス事業・電力管理事業・リノベーション事業等を推進してまいります。

さらに、強固な資本関係のある森トラスト株式会社と相互に経営ノウハウを提供することにより、一層強靱な企業集団を構築し、総合不動産業として事業の安定・拡大に注力していく方針であります。

(5) 主要な事業内容（平成30年3月31日現在）

当社グループは、当社及び子会社5社により構成されており、マンション開発分譲事業を中心として、マンションの管理事業、賃貸関連事業、電力管理事業、建設・リフォーム事業、仲介事業、戸建分譲事業等を行っております。

(6) 主要な営業所（平成30年3月31日現在）

① 当社

名 称	所 在 地
本社	大阪市福島区
福岡支店	福岡市中央区

② 子会社

名 称	所 在 地
エスリード管理株式会社	大阪市福島区
綜電株式会社	大阪市福島区
イー・エル建設株式会社	大阪市福島区
エスリード住宅流通株式会社	大阪市福島区
エスリードハウス株式会社	大阪市福島区

(7) 使用人の状況（平成30年3月31日現在）

企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 期 末 比 増 減
280名（325名）	35名増（15名増）

- (注) 1. 使用人数は就業員数であります。
2. 使用人数が前連結会計年度末と比べて、35名増加したのは、主として不動産販売事業における新規採用によるものであります。
3. 臨時従業員数は、（ ）内に当連結会計年度末人員を外数で記載しております。
4. 臨時従業員には準社員、嘱託社員、派遣社員及びパートタイマーを含んでおります。

(8) 主要な借入先の状況（平成30年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	3,654百万円
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	2,961
株 式 会 社 関 西 ア ー バ ン 銀 行	2,057

- (注) 株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日付で商号を株式会社三菱UFJ銀行に変更いたしました。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成30年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 61,862,400株
- ② 発行済株式の総数 15,465,600株
- ③ 株主数 27,507名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
森トラスト株式会社	8,289千株	53.72%
チェースマンハッタンバンク ジーティーエスクライアント アカウント エスクロウ	321千株	2.08%
荒牧杉夫	309千株	2.01%
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口）	258千株	1.67%
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社（信託口）	228千株	1.48%
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口9）	168千株	1.09%
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口5）	146千株	0.95%
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口1）	123千株	0.80%
オーエム04エスエスビー クライアントオムニバス	113千株	0.73%
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口2）	111千株	0.73%

（注）持株比率は自己株式（35,239株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成30年3月31日現在）
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員等の状況

- ① 取締役の状況（平成30年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	荒牧杉夫	
取締役副社長	大槻定美	(エスリード管理株式会社代表取締役社長)
専務取締役	井上祐造	管理本部長兼経理部長(エスリード管理株式会社監査役)
常務取締役	大場健夫	営業本部長
取締役	戸井幸治	事業本部長
取締役	半田智之	森トラスト株式会社執行役員大阪支店長
取締役(監査等委員)	米津均	米津税務会計事務所所長
取締役(監査等委員)	近藤正和	株式会社トーアミ社外取締役(監査等委員)
取締役(監査等委員)	藤澤雅浩	

- (注) 1. 取締役(監査等委員)米津均氏及び近藤正和氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員)米津均氏及び近藤正和氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・米津均氏は、税理士の資格を有しております。
 - ・近藤正和氏は、金融機関での長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役副社長大槻定美氏は、平成30年4月1日付でエスリード管理株式会社の代表取締役社長を辞任により退任いたしました。

4. 監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
5. 当社は、取締役（監査等委員）米津均氏及び近藤正和氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と非業務執行取締役及び各監査等委員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。

③ 取締役の報酬等

区 分	支給人員	支給額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	9名 (-)	246百万円 (-)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 (2)	8 (6)
合 計	12	255

- (注) 1. 上記には、平成29年6月27日開催の第25回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く）3名を含んでおります。
2. 取締役（監査等委員を除く）の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、平成28年6月28日開催の第24回定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）について年額350百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、取締役（監査等委員）について年額50百万円以内と決議いただいております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 取締役（監査等委員）米津均氏は、米津税務会計事務所の所長であります。当社と米津税務会計事務所との間に特別な関係はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 取締役（監査等委員）近藤正和氏は、株式会社トーアミの社外取締役（監査等委員）であります。
当社と株式会社トーアミの間には特別な関係はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

	主な活動状況
取締役(監査等委員) 米 津 均	当事業年度に開催された取締役会13回全てに、また、監査等委員会12回の全てに出席いたしました。 税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、委員長として監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。
取締役(監査等委員) 近 藤 正 和	当事業年度に開催された取締役会13回全てに、また、監査等委員会12回の全てに出席いたしました。 金融機関の要職等を歴任された知識・経験を生かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	23百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・「エスリードグループ行動規範」をはじめとするコンプライアンス体制に関する規程を、法令・定款を遵守した行動をとるための規範とする。
 - ・総務部はコンプライアンスに関する規程の社内への周知・徹底を継続的に実施する。
 - ・内部通報制度運用規程に則り、コンプライアンス上の疑義ある行為については総務部・内部監査室・外部法律事務所を窓口として情報を収集し、取締役会及び監査等委員会へ報告のうえ適切に対処する。
 - ・反社会的勢力による不当要求に対し、組織全体として毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない体制を整備する。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・取締役は、法令並びに定款及び社内規程に則り業務を行い、取締役会の議事録は文書管理規程に基づき適切に作成・保管する。
 - ・取締役は、これらの文書を常時閲覧できるものとする。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・経営目標と企業目的を踏まえ、リスク管理規程を制定する。
 - ・リスク管理規程に則り、目標達成を脅かすリスクの特定・リスクの発生可能性と経営に与えるインパクトの評価・リスク評価の結果に基づいてリスクを軽減するために必要な施策を実施することによりリスク環境の変化に迅速に対応する。
 - ・リスク状況の監視及び対応は、リスク管理委員会が行う。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・ 定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定を行う。その他必要に応じて随時取締役会を開催する。
 - ・ 取締役は、自己の所管する業務について、取締役会及び随時に他の取締役に対して報告を実施する。
 - ・ 日常の業務執行においては、組織規程、職務権限規程等に基づき権限の委譲を実施し、効率的な業務遂行を実施する。
- ⑤ 当社による子会社の管理体制、当社並びに親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
1. 当社による子会社の管理体制
- ・ 内部統制システムの構築は当社グループ一体で実施し、当社グループの業務の適正を確保する。
 - ・ 子会社の取締役は、当社の取締役会に出席し、業務進捗状況・財務状況その他の重要な情報について報告を行う。
 - ・ 子会社損失の危険の管理についてはリスク管理規程に則り、当社グループ一体でリスク管理を実施する。
 - ・ 子会社の日常の業務執行においては、組織規程、職務権限規程等に基づき権限の委譲を実施し、効率的な業務遂行を実施する。
 - ・ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために、「エスリードグループ行動規範」をはじめとするコンプライアンス体制に関する規程に基づき、当社グループ一体での体制整備を実施する。
 - ・ 内部監査室は、子会社の内部監査を定期的実施しコンプライアンス上の問題点の有無及び業務の適切性の検証を行う。
2. 当社並びに親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・ 親会社の取締役と当社の取締役は当社及び子会社の内部統制システムの構築・運用状況について定期的に意見交換を行い、親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適切性を確保する。

- ⑥ 監査等委員会の補助に関する体制
- ・ 監査等委員会が必要とした場合、監査等委員会の職務を補助する使用人を監査等委員会スタッフとして置くこととする。
 - ・ 当該使用人の人事は監査等委員会の意見を尊重する。
 - ・ 当該使用人は監査等委員会の指揮命令に従うものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保する。
- ⑦ 監査等委員会に報告するための体制
- ・ 内部通報制度運用規程に則り、当社グループにおけるコンプライアンス上の疑義ある行為については、当社の監査等委員会へ報告するものとする。
 - ・ 当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、監査等委員会に報告すべき事項を定めるとともに定められた報告事項以外についても、必要な事項は随時報告する体制を整備する。
 - ・ 内部通報制度運用規程に則り、報告をした者が監査等委員会へ報告をしたことを理由として、いかなる不利益取扱も行わない。
- ⑧ 監査等委員である取締役の監査費用等に関する体制
- ・ 監査等委員である取締役がその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、審議の上、当該請求に係る費用等が適切でない場合を除き、速やかに当該費用等を処理する。
- ⑨ 監査等委員会の監査が効率的に行われるための体制
- ・ 必要に応じて当社グループの代表取締役・会計監査人・内部監査室は監査等委員会との意見交換を実施する。
 - ・ 監査等委員である取締役は、当社グループの重要な会議に必要に応じて出席し、意思決定の過程及び業務執行状況について把握する。
 - ・ 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、監査等委員会監査の実効性の確保に関する監査等委員会からの要望事項には、速やかに対応する。

- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ・財務報告の信頼性の確保及び、平成18年6月に公布された金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役社長の指示のもと、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行うとともに、金融商品取引法及びその他関係法令等との適合性を確保する。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当連結会計年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① コンプライアンスに対する意識向上のため、社内研修の実施等により、行動規範・内部通報制度運用規程等の周知徹底を図りました。
- ② リスク管理委員会を15回開催し、当社グループのリスクを包括的に管理するとともに、当社グループ全体で共有しました。
- ③ 取締役会を13回開催し、経営方針及び経営戦略に係る重要事項の決定並びに各取締役の業務執行状況の監督を行いました。
- ④ 当社の取締役がグループ各社の役員に就任し、グループ各社の取締役の職務の執行が効率的に行われていることを監督しました。また、グループ会社の取締役は定時取締役会に出席し、業務の進捗等の報告を行いました。
- ⑤ 監査等委員会を12回開催し、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、各監査等委員は、取締役会への出席及び会計監査人・取締役等との間で情報交換を行うことで、取締役の職務執行及び内部統制の整備・運用状況の監査を実施しました。
- ⑥ 内部監査室は、内部監査等計画に基づき、当社及びグループ各社の内部監査及び財務報告内部統制の評価を実施しました。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置付けたうえで、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、安定した配当政策を実施することを基本方針としております。

上記方針及び当期の業績が好調に推移しましたことを勘案し、平成29年5月に公表いたしました期末配当予想より5円増配し、1株当たり普通配当17.5円にしたいと存じます。これにより平成29年12月1日に実施済の中間配当金1株当たり12.5円を含めた当事業年度の年間配当金は、1株当たり30円となります。

今後も中長期的な視点にたつて、持続的な利益成長と企業価値の向上並びに株主価値の増大に努めてまいります。

(8) 会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	58,208,613	流動負債	18,131,874
現金及び預金	27,054,032	支払手形及び買掛金	5,378,626
売掛金	476,245	短期借入金	358,600
販売用不動産	1,664,777	1年内返済予定の長期借入金	8,544,000
仕掛販売用不動産	28,453,418	リース債務	83,967
繰延税金資産	182,556	未払法人税等	1,454,841
その他	377,583	前受金	1,052,806
固定資産	5,096,112	賞与引当金	202,722
有形固定資産	4,462,046	その他	1,056,310
建物及び構築物	1,200,845	固定負債	6,348,026
土地	2,868,618	社債	100,000
リース資産	339,105	長期借入金	5,445,000
その他	53,477	リース債務	284,617
無形固定資産	32,428	退職給付に係る負債	115,538
投資その他の資産	601,637	役員退職慰労引当金	229,187
投資有価証券	282,411	その他	173,683
差入保証金	100,437	負債合計	24,479,900
繰延税金資産	151,433	純資産の部	
その他	67,355	株主資本	38,739,576
資産合計	63,304,726	資本金	1,983,000
		資本剰余金	2,871,318
		利益剰余金	33,948,587
		自己株式	△63,329
		その他の包括利益累計額	85,248
		その他有価証券評価差額金	85,248
		純資産合計	38,824,825
		負債・純資産合計	63,304,726

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金	額
売 上 高		48,340,224
売 上 原 価		35,101,794
売 上 総 利 益		13,238,430
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,485,792
営 業 利 益		6,752,638
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	8,461	
解 約 違 約 金 収 入	12,330	
保 証 金 敷 引 収 入	9,602	
受 取 事 務 手 数 料	7,554	
そ の 他	14,605	52,553
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	98,742	
そ の 他	3,046	101,788
経 常 利 益		6,703,403
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		6,703,403
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,000,714	
法 人 税 等 調 整 額	396,476	2,397,191
当 期 純 利 益		4,306,211
親会社株主に帰属する当期純利益		4,306,211

（注）記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	1,983,000	2,871,318	30,028,136	△63,099	34,819,356
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△385,760		△385,760
親会社株主に帰属する 当期純利益			4,306,211		4,306,211
自己株式の取得				△230	△230
株主資本以外の項目の連結 会計年度変動額(純額)					
連結会計年度変動額合計	—	—	3,920,450	△230	3,920,220
当連結会計年度末残高	1,983,000	2,871,318	33,948,587	△63,329	38,739,576

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括 利益累計額合計	
当連結会計年度期首残高	77,661	77,661	34,897,017
連結会計年度中の変動額			
剰余金の配当			△385,760
親会社株主に帰属する 当期純利益			4,306,211
自己株式の取得			△230
株主資本以外の項目の連結 会計年度変動額(純額)	7,587	7,587	7,587
連結会計年度変動額合計	7,587	7,587	3,927,807
当連結会計年度末残高	85,248	85,248	38,824,825

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

・連結子会社の数	5社
・主要な連結子会社の名称	エスリード管理株式会社 綜電株式会社 イー・エル建設株式会社 エスリード住宅流通株式会社 エスリードハウス株式会社

なお、非連結子会社はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

・その他有価証券

時価のあるもの

連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産

・販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

・仕掛販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- イ. 有形固定資産
(リース資産を除く) 定率法によっております。
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
- ロ. 無形固定資産
(リース資産を除く)
・ 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
- ハ. リース資産
・ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。
なお、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

- イ. 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金 従業員への賞与支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ハ. 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

④ その他連結計算書類作成のための重要な事項

- イ. 退職給付に係る負債の計上基準
退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務に基づき計上しております。
なお、退職給付に係る負債の計算には退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

ロ. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、控除対象外消費税のうち、固定資産等に係るものは投資その他の資産のその他に計上し（5年平均償却）、たな卸資産等に係るものは発生年度の費用として処理しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「受取事務手数料」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、独立掲記しております。

なお、前連結会計年度の「受取事務手数料」は3,477千円であります。

前連結会計年度まで区分掲記して表示しておりました「受取手数料」（当連結会計年度は1,533千円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より、営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度まで区分掲記して表示しておりました「助成金収入」（当連結会計年度は5,200千円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より、営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

仕掛販売用不動産	14,334,580千円
建物及び構築物	581,902千円
土地	1,258,748千円
有形固定資産のその他	1,581千円
計	16,176,812千円

(2) 担保資産に対応する債務

1年内返済予定の長期借入金	8,544,000千円
長期借入金	5,418,000千円
計	13,962,000千円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額

2,010,727千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	15,465千株	一千株	一千株	15,465千株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	35千株	0千株	一千株	35千株

(注) 自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 平成29年5月12日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 192,880千円
- ・1株当たり配当額 12.5円
- ・基準日 平成29年3月31日
- ・効力発生日 平成29年6月28日

ロ. 平成29年10月27日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 192,880千円
- ・1株当たり配当額 12.5円
- ・基準日 平成29年9月30日
- ・効力発生日 平成29年12月1日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

平成30年5月11日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 270,031千円
- ・1株当たり配当額 17.5円
- ・基準日 平成30年3月31日
- ・効力発生日 平成30年6月27日

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については主に短期的な預金等によっております。また、資金調達については主として不動産販売事業におけるたな卸資産の取得を目的とし、金融機関からの借入によっております。なお、デリバティブは、金利変動リスク軽減のための取引に限定し、借入債務を伴わない取引は一切行わない方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。管理本部が定期的にモニタリングするとともに、取引先別に残高及び期日を管理することで、リスク低減を図っております。

投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式であります。これらは市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に時価を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は主として3ヶ月以内の支払期日であります。

借入金及び社債については主として不動産販売事業におけるたな卸資産の取得を目的とした金融機関からの調達であり、資金調達に係る流動性リスク及び金利変動リスクに晒されております。流動性リスクに関しては、経理部財務課において適時資金計画表を作成し、随時経理部長に提出・報告されております。金利変動リスクに関しては、必要に応じてデリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。デリバティブ取引（金利スワップ取引）は市場金利の変動によるリスクを有しておりますが、取引の契約先がいずれも大手金融機関であるため、契約不履行による信用リスクはほとんどないと認識しております。なお、デリバティブ取引の執行・管理については取引権限及び取引限度額を定めた社内規程に従い、資金担当部門が部門責任者の承認を得ており、多額の契約は取締役会の承認を得て決定することになっております。

③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含まれておりません。（（注2）参照）

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	27,054,032	27,054,032	—
(2) 売掛金	476,245	476,245	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	279,331	279,331	—
資産計	27,809,609	27,809,609	—
(1) 支払手形及び買掛金	5,378,626	5,378,626	—
(2) 短期借入金	358,600	358,600	—
(3) 社債	100,000	99,999	△0
(4) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	13,989,000	13,989,848	△848
負債計	19,826,226	19,827,074	△848

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、並びに (2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、並びに (2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 社債

社債の時価については、元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

なお、利率については、約定金利に金利水準の変動のみを反映した利率を用いております。

(4) 長期借入金（1年内返済予定を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

なお、利率については、約定金利に金利水準の変動のみを反映した利率を用いております。

- (注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額3,080千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

6. 賃貸等不動産に関する注記

当社グループは、大阪府その他の地域において、主として賃貸用マンション（土地を含む。）を所有しております。平成30年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は61,684千円（主要な賃貸収益は売上高に、主要な賃貸費用は売上原価に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び当連結会計年度末の時価は、次のとおりであります。

（単位：千円）

連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
1,700,349	△22,606	1,677,742	1,717,314

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度減少額（△22,606千円）は、減価償却による減少額（△22,606千円）によるものであります。

(注3) 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 2,516円13銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 279円07銭 |

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	52,471,908	流動負債	16,918,959
現金及び預金	23,528,843	支払手形	5,108,810
売掛金	6,113	買掛金	294
販売用不動産	1,092,910	1年内返済予定の長期借入金	8,544,000
仕掛販売用不動産	27,356,112	リース債務	6,632
販売用不動産前渡金	184,536	未払金	242,358
前払費用	131,355	未払法人税等	1,220,558
繰延税金資産	153,648	未払消費税等	106,637
その他	18,387	前受金	1,017,537
固定資産	4,942,064	賞与引当金	175,436
有形固定資産	4,091,362	その他	496,694
建物	1,184,904	固定負債	5,865,207
構築物	15,940	長期借入金	5,418,000
機械及び装置	612	リース債務	8,743
工具、器具及び備品	7,883	退職給付引当金	99,629
土地	2,868,618	役員退職慰労引当金	228,187
リース資産	13,402	その他	110,647
無形固定資産	24,190	負債合計	22,784,166
ソフトウェア	14,506	純資産の部	
電話加入権	9,683	株主資本	34,544,557
投資その他の資産	826,511	資本金	1,983,000
投資有価証券	282,411	資本剰余金	2,871,318
関係会社株式	220,000	資本準備金	2,870,350
関係会社長期貸付金	20,000	その他資本剰余金	968
長期前払費用	4,691	利益剰余金	29,753,567
差入保証金	94,300	利益準備金	31,593
繰延税金資産	143,689	その他利益剰余金	29,721,974
その他	61,419	別途積立金	23,700,000
資産合計	57,413,972	繰越利益剰余金	6,021,974
		自己株式	△63,329
		評価・換算差額等	85,248
		その他有価証券評価差額金	85,248
		純資産合計	34,629,806
		負債・純資産合計	57,413,972

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金	額
売 上 高		
不動産売上高	42,036,699	
その他事業収入	1,352,651	43,389,350
売 上 原 価		
不動産売上原価	30,643,386	
その他事業原価	1,105,311	31,748,697
売 上 総 利 益		11,640,653
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,795,031
営 業 利 益		5,845,622
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	148,801	
解約違約金収入	12,330	
保証金敷引収入	9,192	
受取事務手数料	25,560	
受取賃貸料	22,069	
その他	6,406	224,360
営 業 外 費 用		
支払利息	94,466	
その他	370	94,837
経 常 利 益		5,975,145
税 引 前 当 期 純 利 益		5,975,145
法人税、住民税及び事業税	1,644,944	
法人税等調整額	409,400	2,054,344
当 期 純 利 益		3,920,800

（注）記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計
					別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	1,983,000	2,870,350	968	2,871,318	31,593	22,200,000	3,986,934	26,218,527
事業年度中の変動額								
別途積立金の積立						1,500,000	△1,500,000	—
剰余金の配当							△385,760	△385,760
当 期 純 利 益							3,920,800	3,920,800
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)								
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	1,500,000	2,035,039	3,535,039
当 期 末 残 高	1,983,000	2,870,350	968	2,871,318	31,593	23,700,000	6,021,974	29,753,567

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△63,099	31,009,747	77,661	77,661	31,087,409
事業年度中の変動額					
別途積立金の積立		—			—
剰余金の配当		△385,760			△385,760
当 期 純 利 益		3,920,800			3,920,800
自己株式の取得	△230	△230			△230
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)			7,587	7,587	7,587
事業年度中の変動額合計	△230	3,534,809	7,587	7,587	3,542,396
当 期 末 残 高	△63,329	34,544,557	85,248	85,248	34,629,806

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

イ. 関係会社株式

移動平均法による原価法

ロ. その他有価証券

・時価のあるもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産

イ. 販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

ロ. 仕掛販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員への賞与支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

- ③ 退職給付引当金 従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。
- ④ 役員退職慰労引当金 役員への退職慰労金支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、控除対象外消費税のうち、固定資産等に係るものは投資その他の資産の長期前払費用に計上し（5年均等償却）、たな卸資産等に係るものは発生年度の費用として処理しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

仕掛販売用不動産	14,334,580千円
建物（純額）	579,658千円
構築物（純額）	2,243千円
工具、器具及び備品（純額）	1,581千円
土地	1,258,748千円
計	16,176,812千円

(2) 担保資産に対応する債務

1年内返済予定の長期借入金	8,544,000千円
長期借入金	5,418,000千円
計	13,962,000千円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額 1,620,303千円

(4) 保証債務

以下の連結子会社について、リース会社からのリース契約及び延払売買契約に対し債務保証を行っております。

綜電株式会社	16,413千円
計	16,413千円

(5) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

① 短期金銭債権	501千円
② 長期金銭債権	20,505千円
③ 短期金銭債務	461千円

(6) 取締役及び監査役に対する金銭債権及び金銭債務

該当事項はありません。

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業取引高	218,910千円
② 営業取引以外の取引高	188,569千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	35千株	0千株	一千株	35千株

(注) 自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	52,756千円
賞与引当金	53,683千円
退職給付引当金	30,486千円
役員退職慰労引当金	69,825千円
会員権評価損	25,935千円
投資有価証券評価損	17,454千円
その他	84,784千円

繰延税金資産合計 334,926千円

繰延税金負債

Δ 37,588千円

繰延税金負債合計 Δ 37,588千円

繰延税金資産の純額 297,337千円

6. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等
該当事項はありません。

(2) 役員及び個人主要株主等
該当事項はありません。

(3) 子会社等
重要な取引はありません。

(4) 兄弟会社等
該当事項はありません。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	2,244円26銭
(2) 1株当たり当期純利益	254円10銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. 連結配当規制適用会社に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月9日

日本エスリード株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 森内茂之 ⑩
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 土居一彦 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本エスリード株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本エスリード株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月9日

日本エスリード株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 森内茂之 ⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 土居一彦 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本エスリード株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第26期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会規程等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「太陽有限責任監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人「太陽有限責任監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月11日

日本エスリード株式会社 監査等委員会

監査等委員 米津 均 ㊟
監査等委員 近藤 正和 ㊟
監査等委員 藤澤 雅浩 ㊟

(注) 監査等委員米津均及び近藤正和は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
 取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）
 全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

また、取締役大槻美氏は、平成30年5月22日付で辞任により退任しておりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
1	あら まき すぎ お 荒 牧 杉 夫 (昭和31年8月29日生)	昭和54年4月 大京観光株式会社（現・株式会 社大京）入社 平成4年5月 当社設立 代表取締役社長 (現任)	309,406株
(取締役候補者とした理由) 当社の創業者であり長年にわたり代表取締役として、当社の経営を統括しております。豊富な経験と実績に基づく強いリーダーシップと決断力により、会社の発展に貢献してまいりました。今後の持続的な企業価値向上、ガバナンスの強化のために、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			
2	いの うえ ゆう ぞう 井 上 祐 造 (昭和33年12月9日生)	平成8年6月 当社入社 平成12年4月 当社経理部長 平成17年6月 当社取締役経理部長 平成19年2月 エスリード管理株式会社監査役 (現任) 平成21年4月 当社取締役管理本部長兼経理 部長 平成24年6月 当社常務取締役管理本部長兼 経理部長 平成29年6月 当社専務取締役管理本部長兼 経理部長 (現任) (重要な兼職の状況) エスリード管理株式会社監査役	9,916株
(取締役候補者とした理由) 専務取締役として主に当社の管理部門を統括しており、当社の事業に対する高い見識と実績を備えております。今後の持続的な企業価値向上、ガバナンスの強化のために、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
3	おお ば たけ お 大 場 健 夫 (昭和48年7月21日生)	平成9年3月 当社入社 平成20年4月 当社営業第四部長 平成24年6月 当社取締役営業第四部長 平成29年4月 当社取締役営業本部長 平成29年6月 当社常務取締役営業本部長(現任)	8,500株
(取締役候補者とした理由) 常務取締役営業本部長として、主に不動産販売事業における営業部門を統括しており、当社の事業に対する高い見識と実績を備えております。今後の持続的な企業価値向上、ガバナンスの強化のために、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			
4	と い こう じ 戸 井 幸 治 (昭和48年3月30日生)	平成9年3月 当社入社 平成27年4月 当社事業第一部長 平成28年4月 当社事業本部長 平成28年6月 当社取締役事業本部長(現任)	1,200株
(取締役候補者とした理由) 取締役事業本部長として、主に不動産販売事業における不動産の仕入・開発部門を統括しており、当社の事業に対する高い見識と実績を備えております。今後の持続的な企業価値向上、ガバナンスの強化のために、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			
5	はん だ とも ゆき 半 田 智 之 (昭和40年10月20日生)	昭和63年4月 森ビル株式会社入社 平成22年5月 森トラスト株式会社ビル営業部 営業第1部部長 平成24年4月 同社大阪支店長 平成24年6月 当社取締役(現任) 平成25年7月 森トラスト株式会社執行役員 大阪支店長(現任) (重要な兼職の状況) 森トラスト株式会社執行役員大阪支店長	一株
(取締役候補者とした理由) 不動産業に長年携わった経験と幅広い見識を有しており、当社の経営全般に助言を頂けるものと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は半田智之氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
3. 半田智之氏の上記「略歴、当社における地位、担当(重要な兼職の状況)」の欄には、当社の親会社である森トラスト株式会社における現在又は過去5年間の業務執行者であるときの地位及び担当を含めて記載しております。
また、現に特定関係事業者である森トラスト株式会社の業務執行者であり、同社より使用人としての給与等を受ける予定があり、過去2年間においても受けております。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	よね つ ひとし 米 津 均 (昭和32年8月13日生)	平成6年7月 中央労務事務所入所事務長 平成15年4月 中央労務事務所退所 平成16年10月 有限会社ワイズコンサルタンツ 取締役就任(現任) 平成20年9月 税理士登録 米津税務会計事務所開設所長 (現任) 平成28年6月 当社社外取締役(監査等委員) (現任) (重要な兼職の状況) 米津税務会計事務所所長	300株
(監査等委員である取締役候補者とした理由) 税理士として財務及び会計に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、中立的な立場から客観的な意見を述べ、監査等委員としての職責を適切に遂行できるものと判断し、引き続き監査等委員である取締役としての選任をお願いするものであります。			
2	こん どう まさ かず 近 藤 正 和 (昭和25年6月2日生)	昭和50年4月 株式会社大和銀行(現・株式会社りそな銀行) 入行 平成8年4月 同行審査部主査 平成9年4月 同行審査部次長 平成15年3月 同行大阪融資第三部主任審査役 平成15年10月 同行融資管理部主任審査役 平成16年3月 同行退行 平成22年6月 当社社外監査役 平成27年6月 株式会社トーアミ社外監査役 平成28年6月 当社社外取締役(監査等委員) (現任) 平成29年6月 株式会社トーアミ社外取締役 (監査等委員) (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社トーアミ社外取締役(監査等委員)	一株
(監査等委員である取締役候補者とした理由) 社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、株式会社りそな銀行の要職を歴任され、知識・経験と幅広い見識を有しており、中立的な立場から客観的な意見を述べ、監査等委員としての職責を適切に遂行できるものと判断し、引き続き監査等委員である取締役としての選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
3	ふじ さわ まさ ひろ 藤澤雅浩 (昭和27年2月15日生)	昭和49年4月 大阪府警察官 拝命 平成20年9月 大阪府豊能警察署長 平成21年9月 大阪府警察第二方面機動警ら隊長 平成23年3月 大阪府東住吉警察署長 平成24年3月 大阪府警察 退職 平成24年4月 当社入社 総務部部長 平成28年9月 当社退社 平成28年10月 当社取締役 (監査等委員) (現任)	一株
<p>(監査等委員である取締役候補者とした理由)</p> <p>長年にわたる豊富な経験と実績を生かし、中立的な立場から客観的な意見を述べ、監査等委員としての職責を適切に遂行できるものと判断し、引き続き監査等委員である取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 米津均氏、近藤正和氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社と各監査等委員は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。また、三氏の選任が承認された場合には、同様の内容の契約を継続する予定であります。
4. 米津均氏及び近藤正和氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。両氏の在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。なお、近藤正和氏は、過去に当社の業務執行者でない役員(監査役)であったことがあります。
- 藤澤雅浩氏は、現在、当社の監査等委員である取締役であります。その在任期間は、本総会終結の時を持って1年9か月となります。なお、同氏は、過去に当社の業務執行者であったことがあります。
5. 当社は、米津均氏及び近藤正和氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ており、両氏が選任された場合は、改めて両氏を独立役員として届け出る予定であります。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
いし かわ むね たか 石川宗隆 (昭和47年8月9日生)	平成11年10月 太田昭和監査法人(現 新日本有限責任監査法人) 入所 平成16年3月 公認会計士登録 平成18年9月 太田昭和監査法人(現 新日本有限責任監査法人) 退所 平成19年2月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ) 入所 平成23年9月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ) 退所 平成23年10月 税理士法人S. T. M総研入所(現任) 平成23年12月 税理士登録 平成24年3月 株式会社五島鉦山監査役(現任) 平成25年8月 長崎三笠化学工業株式会社監査役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社五島鉦山監査役 長崎三笠化学工業株式会社監査役	一株

(補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由)

社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、公認会計士として培われた高度な専門的知識と幅広い見識を有しており、中立的な立場から客観的な意見を述べ、監査等委員としての職責を適切に遂行できるものと判断し、補欠の監査等委員である取締役としての選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 石川宗隆氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 石川宗隆氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。

第4号議案 退任取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する退職慰労金贈呈の件

平成30年5月22日付をもって辞任されました取締役大槻定美氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

本議案に関しましては、当社の監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

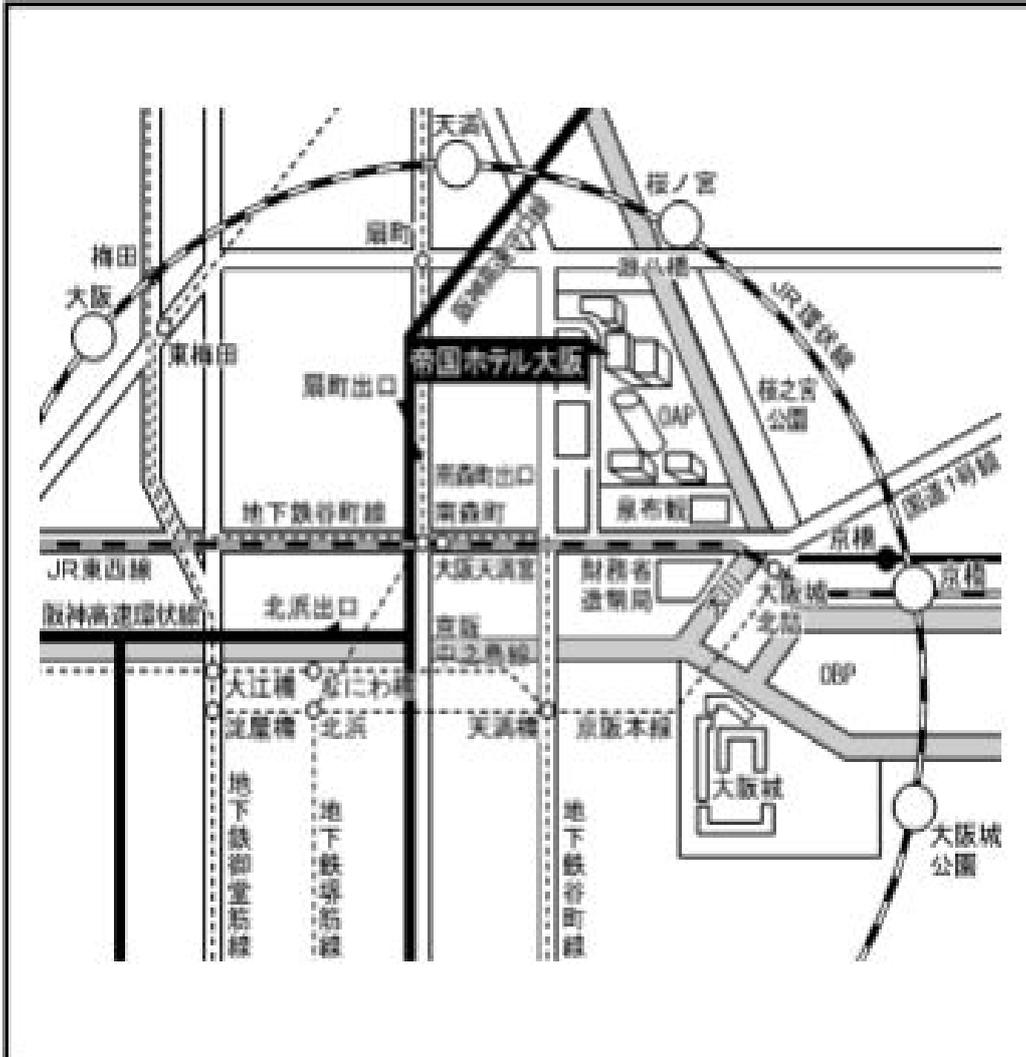
退任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
おお 槻 定 美 大 槻 定 美	平成8年5月 当社取締役
	平成29年6月 当社取締役副社長
	平成30年5月 当社取締役副社長 辞任

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 大阪市北区天満橋一丁目 8 番50号 大阪アメニティパーク(OAP)
帝国ホテル大阪 5階 吉野の間
電話 06 (6881) 1111 (代表)



交通のご案内

- 徒 歩：JR環状線「桜ノ宮駅」西出口より約5分
JR東西線「大阪天満宮駅」より約10分
地下鉄谷町線・堺筋線「南森町駅」より約12分
- 車：梅田より約15分 新大阪より約20分
阪神高速守口線 扇町出口・南森町出口より約5分
- シャトルバス：JR大阪駅西側高架下(桜橋口)よりシャトルバス(無料)を運行(約15分)

お 願 い

当日は駐車場が混雑する可能性がありますので、お車でのご来場は極力ご遠慮願います。

株主総会にご出席の株主様への記念品はとりやめとさせていただいております。何卒ご理解下さいますようお願い申し上げます。